# 東大和市 いじめ防止対策推進基本方針

令和3年5月11日 東大和市

## 目 次

1	東大和市いじめ防止対策推進基本方針策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	いじめの禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	いじめへの基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	市及び教育委員会のいじめ防止等の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	学校におけるいじめ防止等の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7	家庭・地域におけるいじめ防止等の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
8	基本方針の普及、評価、見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

## 東大和市いじめ防止対策推進基本方針

## 1 東大和市いじめ防止対策推進基本方針策定の意義

いじめは、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめへの対応は、学校における重要課題の一つである。

東大和市いじめ防止対策推進基本方針は、学校におけるいじめを克服し、児童等の尊厳を保持する目的のもと、東大和市(以下「市」という。)、東大和市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下、「法」という。)及び東大和市いじめ防止対策推進条例(令和元年12月条例第19号。以下、「市条例」という。)に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処(以下、「いじめの防止等」という。)のための対策を総合的かつ効果的に推進し、全ての児童等が幸せに生きていくことができるようにするため基本的な方針として定めるものである。

### 2 いじめの定義

東大和市いじめ防止対策推進基本方針におけるいじめの定義は、市条例と同様である。 市条例(定義)第2条

(1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの定義は、いじめを行った児童等の行為によるものから、いじめを受けた児童等の心情に基づくものへと変遷してきた経緯がある。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童等の立場に立ち、いじめを受けた児童等の主観に基づいて行われなければならない。

## 3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童等の心に深い傷を長く残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童等は、いじめを行ってはならない。

## 《参考》

東大和市においては、「東大和市子ども・子育て憲章」において、子どもと大人が お互いに約束をし合うことで、いじめに対する意識を共有している。

## 【東大和市子ども・子育て憲章(抜粋)】

わたしたち子どもは

一人ひとりの個性を大切にし 思いや りを持って行動します

いじめはしません させません 困っ たときは すぐに相談します わたしたち 大人は

子どもの様々な個性や考え方を認め 可能性を引き出します

子どもの心や体を傷つけることはしま せん 気付いたときは すぐに手を差し 伸べます

## 4 いじめへの基本的な考え方

いじめは、全ての児童等に関係する問題であり、どの児童等にも、どの学校でも起こ り得るという認識の下、市、教育委員会及び学校は、常に未然防止に努めるとともに、 いじめを把握した場合には速やかに解決する必要がある。

とりわけ、いじめを起因として児童等の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として、保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

児童等がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等がいじめは絶対許さないことを自覚するよう指導の徹底を図る。

(2) 児童等をいじめから守り通す

いじめを受けた児童等からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめを受けた児童等が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめを受けた児童等を組織的に守り通す取組を徹底する。

(3) 児童等のいじめ解決に向けた行動を支える

学校は、周囲の児童等がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員、保護者等に伝えた児童等を守り通すとともに、周囲の児童等の発信を促すための児童等による主体的な取組を支援する。

また、いじめの解消及び再発防止に向けて、いじめを行った児童等及び保護者への 支援・助言を行う。

(4) 学校が一丸となって取り組む

いじめに適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめへの鋭敏な感覚 と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に任せることなく、学校全体 による組織的な取組により解決を図る。

(5) 社会総がかりで取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめを迅速かつ的確に解決できるように

するため、保護者や地域、関係機関等と連携し、社会総がかりでいじめの解決に向けて取り組む。

保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童等をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合は、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

## 5 市及び教育委員会におけるいじめ防止等の取組

- (1)組織の設置
- ① 東大和市いじめ問題対策連絡協議会(市条例第10条) 関係機関及び団体の連携を図るため設置する。
  - ア 市、教育委員会又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する 事項
  - イ いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
  - ウ その他、いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項
- ② 東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会(市条例第11条) 教育委員会の附属機関として設置する。
  - ア 教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、その結果を教育委員会に答申する。
  - イ いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教 育委員会に意見を述べることができる。
  - ウ 学校において法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項 に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告 する。
- ③ 東大和市いじめ問題調査委員会(市長の附属機関)(市条例第12条) 市長の附属機関として設置する。

市立小・中学校で重大事態が発生し、法第30条第1項の規定に基づき学校又は教育委員会が調査した結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として「東大和市いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査(再調査)を行うことができる。

- (2) 教育委員会におけるいじめ防止等の具体的取組
- ① 相談体制の充実
  - ア 多様な相談に対応するため、さわやか教育相談室、いじめ電話相談窓口など、いじめに関する相談や通報を受ける体制の充実を図る。
  - イ 全小・中学校に配置するスクールカウンセラーを活用した相談体制の充実を図る。
  - ウ 教育委員会に配置するスクールソーシャルワーカーを、必要に応じて学校に派 遣し、相談体制の充実を図る。

エ 東大和市外を含む相談機関等について、定期的に児童等・保護者に周知する。

② 道徳教育及び体験活動等の充実

児童等の豊かな情操、道徳性や人と関わる力を養うために、全ての教育活動を通 じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

③ 関係機関と連携した取組の推進

子ども家庭支援センター、児童館、学童保育所、児童相談所、民生(児童)委員、 保護司等と連携した取組を推進する。

④ 教職員の資質・能力の向上

初任者研修や職層に応じた研修等を実施し、いじめに対する指導力の向上を図る。

⑤ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童等及び保護者に対する啓発活動を実施するとともに、児童等がインターネットを適正に使用する能力・態度の向上を図る。

⑥ 啓発活動

いじめの防止等のための広報その他の啓発活動を推進する。

⑦ いじめの防止等のための調査研究

いじめの防止等のための調査研究及び検証などを行い、その成果を普及する。

## 6 学校におけるいじめ防止等の取組

(1)「学校いじめ防止基本方針」の策定

学校は、国の「いじめ防止等のための基本方針(平成25年10月11日文部科学 大臣決定)及び東大和市いじめ防止対策推進基本方針を参酌し、その学校の実情に応 じて「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

より実効性の高い取組を実施するため、学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すことにより、「学校いじめ防止基本方針」について改善を図っていく。

策定した「学校いじめ防止基本方針」については、各学校のホームページへの掲載 等の方法により、保護者や地域住民が内容を確認できるようにする。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織 として「学校いじめ対策委員会」を設置する。

学校いじめ対策委員会は、いじめ防止の中核となる組織として、いじめの未然防止 及び早期発見に取り組むとともに、的確にいじめに関する情報の収集と記録、共有を 行い、共有された情報を基に、組織的な対応を行う。

教職員は、学校いじめ対策委員会への報告・連絡を欠かさずに行うことにより、あ らゆるいじめに対して、教職員が一人で抱え込むことのないようにする。

また、学校いじめ対策委員会において、いじめがあったことが確認された場合は、 速やかに、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児 童等に対する指導・支援又はその保護者に対する助言を継続的に行うとともに、状況 に応じて、その結果を教育委員会に報告する。

なお、重大事態が発生した場合には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」に基づき適切に対応するとともに、直ちに学校いじめ対策委員会を招集し、市条例第11条に規定する「東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会」の行う当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に協力する。

#### (3) いじめの防止等に関する取組

## ① 未然防止の取組

- ア 「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成させ、安全・安 心に学校生活を送ることができる環境を構築する。
- イ 児童等が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくり を推進する。
- ウ 特別の教科道徳、学級活動の充実等により、いじめに向かわない態度・能力を 育成する。
- エ 児童等がいじめについて学び、主体的に考え、児童等が、いじめを絶対に許さないことを自覚するよう指導の徹底を図る。
- オ インターネットを通じて行われるいじめを防止するための啓発活動を行う。
- カ 教職員は、配慮に欠けた発言等が、児童等のいじめを誘発したり助長したりすることを十分に理解する。
- キ 「学校いじめ防止基本方針」を用いて、いじめの定義及び「いじめはどの学校、どの児童等にも起こり得る問題である」ことなどを説明し、学校との連携について、保護者の理解を深める。また、セーフティ教室や道徳授業地区公開講座等を活用し、保護者や地域住民にいじめの防止等に関する啓発活動を実施する。
- ク 家庭訪問や学校便り等を通じて家庭と緊密な連携・協力を推進する。
- ケ 学校以外の児童等の居場所となる施設等の職員と情報交換できる体制をつくる など、協力関係を構築する。
- コ コミュニティ・スクールの推進等により、学校と地域がいじめの防止等に関する取組を共有し、連携・協働して対応する仕組みづくりを推進する。

#### ② 早期発見の取組

- ア 行為を受けた児童等が心身の苦痛を感じている場合にはいじめに該当するという「いじめの定義」を全ての教職員が正しく理解し、教職員一人一人の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめも見逃さないよう、アンテナを高く保つ。
- イ 児童等がいじめについて、いつでも安心して教職員に相談できるよう、児童等と教職員の信頼関係を構築する。また、いじめを受けた児童等やいじめを発見した児童等が大人に相談することは正しい行為であり、そのことによって不利益が 及ぶことはなく、必ず守られるというメッセージを、日頃から児童等に発信する。
- ウ 児童等の日常生活での変化があった場合等、いじめ等に関する情報を教職員全体で共有する。
- エ 児童等及び保護者への定期的なアンケート調査、教育相談やスクールカウンセ

ラーによる面接の実施、スクールソーシャルワーカーの活用等による早期のいじ めの実態把握及び不登校にある児童等も含めいじめを訴えやすい環境を整備する。 オーアンケート調査の組織的な分析を行い、教職員全体で共有する。

カ 保健室や相談室等の利用、市のさわやか教育相談室やいじめ電話相談窓口の周 知等による相談体制を整備する。

## ③ 早期対応の取組

- ア いじめを発見した場合には、特定の教職員が抱え込むことなく、学校いじめ対 策委員会を速やかに開催し、組織的な対応を行う。
- イ いじめを発見した場合には、状況に応じて教育委員会や関係機関と連携した対 応を行う。
- ウ いじめを受けた児童等及びいじめを知らせた児童等の安全を確保する。
- エ いじめを受けた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- オ いじめを行った児童等に対しては、教育的な配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、いじめの解消及び再発防止に向けて、いじめを行った児童等の抱えている課題等を把握し、児童等及び保護者への支援・助言を行う。
- カ いじめを発見した児童等がいじめの傍観者とならず、教職員等に相談するな ど、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させる。
- キ いじめを発見した場合には、いじめを受けた児童等の保護者及びいじめを行った児童等の保護者に連絡することや、状況に応じて、保護者会等を開催するなど、保護者等との情報共有ができる機会を設ける。また、双方の保護者に対して、学校いじめ対策委員会による解決に向けた対応方針を伝えるなどして、信頼関係の下に理解と協力を得られるように努める。
- ク いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念のある事案については、東大和警察 署に相談し、対応を進める。

## ④ 重大事態への対処

- アいじめを受けた児童等の安全を確保する。
- イ いじめを受けた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ウ 速やかに教育委員会に報告し、連携した対処を開始する。
- エ 関係機関及び専門家等と連携した対処を行う。
- オ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念のある事案については、東大和警察 署と連携した対処を行う。
- カ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は市条例第11条に 規定する「東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行う調査に協力する。
- キ 「東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会」の調査結果について、市条例第 12条に規定する「東大和市いじめ問題調査委員会」が再調査を行う場合は、そ の調査に協力する。

## 7 家庭・地域におけるいじめ防止等の取組

(1) 家庭における取組

- ① 保護者は、児童等がいじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、保護する児童等がいじめを行うこと、いじめに加担すること、いじめを傍観することのないよう、規範意識等を養うための指導を行うように努める。
- ② 保護者は、保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。
- ③ 保護者は、市、教育委員会及び学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

## (2) 地域における取組

児童等の健全育成に関する諸団体、地域住民など、児童等に関わる全ての大人は、 児童等のいじめを防止するために、相互に情報共有に努めるとともに、いじめから児 童等を守り通すよう協働する。

(3) 学校、関係機関への相談・通報

いじめを発見し、又はいじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談又は通報する。

## 8 基本方針の普及、評価、見直し

この基本方針は、市民への浸透に努めるとともに、基本方針に基づく取組状況や進捗状況について点検等を実施し、その結果について評価・検証を行い、必要に応じて見直しその他必要な措置を講じる。